

## ■低炭素建築物新築等計画の認定等に関する申請手数料(長崎市)

□認定手数料は、建築物の区分別で、以下のとおりです。

R8.4.1

### 1. 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(法第53条関係)

#### ①一戸建て住宅の場合(注1)

認定住宅の件数の区分	評価機関の 事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1件	4,720	17,450	25,490	34,200

注1)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合の手数料は②又は③による。

#### ②共同住宅等(※1)又は複合建築物(※2)の住宅部分のみの場合(注2)

次のA「戸数に応じた金額」にB「共用部分の面積に応じた金額」を加えた金額(A+B)

##### A「戸数に応じた金額」

認定住宅の戸数の区分	評価機関の 事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)			
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合	
1戸(戸建住宅、共同住宅等)	4,720	17,450	25,560	34,270	
共同住宅等	1戸超 5戸以下	9,410	32,800	50,950	69,040
	5戸超 10戸以下	16,110	47,670	71,720	97,250
	10戸超 25戸以下	26,830	68,310	102,540	136,710
	25戸超 50戸以下	44,920	103,210	149,440	196,340
他	50戸超 100戸以下	80,430	156,140	218,450	281,430
	100戸超 200戸以下	127,330	222,410	301,530	381,200
	200戸超 300戸以下	160,830	287,400	393,320	499,850
300戸超	171,550	327,060	456,370	586,950	

##### B「共用部分の面積に応じた金額」

共用部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
300㎡以内	A「戸数に応じた金額」 + 9,410	A「戸数に応じた金額」 + 109,240
300㎡超 2,000㎡以内	A「戸数に応じた金額」 + 26,830	A「戸数に応じた金額」 + 180,200
2,000㎡超 5,000㎡以内	A「戸数に応じた金額」 + 80,430	A「戸数に応じた金額」 + 280,700
5,000㎡超 10,000㎡以内	A「戸数に応じた金額」 + 127,330	A「戸数に応じた金額」 + 360,560
10,000㎡超 25,000㎡以内	A「戸数に応じた金額」 + 160,830	A「戸数に応じた金額」 + 430,840
25,000㎡超	A「戸数に応じた金額」 + 201,030	A「戸数に応じた金額」 + 501,800

注2)複合建築物の全体である場合の手数料は③による。

※1…:(共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

## ③複合建築物(※2)の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合

建築物の戸数および床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
複合建築物における共同住宅等の②(注3)と非住宅部分の面積による④の区分	共同住宅等の②(注3)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額	共同住宅等の②(注3)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額

注3)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合は、①の場合を適用する

## ④非住宅建築物又は複合建築物(※2)の非住宅部分のみの場合

非住宅部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【( )は工場等(※3)の場合】
300㎡以内	9,410	241,230 (109,240)
300㎡超 2,000㎡以内	26,830	384,610 (180,200)
2,000㎡超 5,000㎡以内	80,430	547,420 (280,700)
5,000㎡超 10,000㎡以内	127,330	671,370 (360,560)
10,000㎡超 25,000㎡以内	160,830	791,300 (430,840)
25,000㎡超	201,030	903,190 (501,800)

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

※3…:(工場等)国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途で工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他をいう。

## 2. 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(法55条関係)

### ①一戸建て住宅の場合(注1)

認定住宅の変更を行う件数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)		
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合
1件	2,380	8,740	12,760	17,120

注1)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合の手数料は②又は③による。

### ②共同住宅等(※1)又は複合建築物(※2)の住宅部分のみの場合(注2)

次のA「戸数に応じた金額」にB「共用部分の面積に応じた金額」を加えた金額(A+B)

#### A「戸数に応じた金額」

認定住宅の変更を行う戸数の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)			
		仕様基準の場合	仕様・計算併用法	標準計算法の場合	
1戸(戸建住宅、共同住宅等他)	2,360	8,720	12,780	17,130	
共同住宅等の戸数	1戸超 5戸以下	4,700	16,400	25,470	34,520
	5戸超 10戸以下	8,050	23,830	35,860	48,620
	10戸超 25戸以下	13,410	34,150	51,270	68,350
	25戸超 50戸以下	22,460	51,600	74,720	98,170
	50戸超 100戸以下	40,210	78,070	109,220	140,710
	100戸超 200戸以下	63,660	111,200	150,760	190,600
	200戸超 300戸以下	80,410	143,700	196,660	249,920
300戸超	85,770	163,530	228,180	293,470	

#### B「共用部分の面積に応じた金額」(注4)

変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積が増加する場合は、その増加する床面積を加えた面積)による区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
300㎡以内	A「戸数に応じた金額」 + 9,410	A「戸数に応じた金額」 + 109,240
300㎡超 2,000㎡以内	A「戸数に応じた金額」 + 26,830	A「戸数に応じた金額」 + 180,200
2,000㎡超 5,000㎡以内	A「戸数に応じた金額」 + 80,430	A「戸数に応じた金額」 + 280,700
5,000㎡超 10,000㎡以内	A「戸数に応じた金額」 + 127,330	A「戸数に応じた金額」 + 360,560
10,000㎡超 25,000㎡以内	A「戸数に応じた金額」 + 160,830	A「戸数に応じた金額」 + 430,840
25,000㎡超	A「戸数に応じた金額」 + 201,030	A「戸数に応じた金額」 + 501,800

注2)複合建築物の全体である場合の手数料は③による。

※1…:(共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

## ③複合建築物(※2)の全体又は非住宅部分を有する一戸建て住宅の全体の場合

建築物の戸数および床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし)
複合建築物における共同住宅等の②(注3)と非住宅部分の面積による④の区分	共同住宅等の②(注3)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額	共同住宅等の②(注3)の金額に、非住宅部分の面積に対応する④の金額を加算した金額

注3)非住宅部分を有する一戸建て住宅の場合は、①の場合を適用する

## ④非住宅建築物又は複合建築物(※2)の非住宅部分の場合

非住宅建部分の床面積の区分	評価機関の事前審査あり (適合証の提出あり)	評価機関の事前審査なし (適合証の提出なし) 【( )は工場等(※3)の場合】
変更部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積が増加する場合は、その増加する床面積を加えた面積)の合計		
300㎡以内	9,410	241,230 (109,240)
300㎡超 2,000㎡以内	26,830	384,610 (180,200)
2,000㎡超 5,000㎡以内	80,430	547,420 (280,700)
5,000㎡超 10,000㎡以内	127,330	671,370 (360,560)
10,000㎡超 25,000㎡以内	160,830	791,300 (430,840)
25,000㎡超	201,030	903,190 (501,800)

※1…:(共同住宅等)一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

※2…:(複合建築物)共同住宅等と住宅以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。

※3…:(工場等)国土交通大臣が定める外皮性能の基準を適用しない用途で工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他をいう。

### 3. 低炭素建築物新築等計画の(変更)認定申請手数料 (建築確認審査の申出がある場合)(法第54条第2項関係)

:上記1(変更認定の場合は2)の各用途毎の(変更)認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】を加算する。